

更別村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする

2 促進計画の目標

1. 現況

更別村は、日本の食料基地である十勝平野南部に位置し、総面積の 70%を耕地が占める農業地帯です。畑作は、寒冷地作物 4 品（馬鈴薯・小麦・豆類・ビート）に加え、スイートコーンやキャベツ等の野菜も栽培しており、輪作体系が整えられています。畜産も盛んで、乳用牛は 6,300 頭が飼養され、年間約 31,000 トンの生乳を生産しております。また、肉用牛も黒毛和牛を中心に約 2,000 頭を飼養しており、耕種と畜産を合わせた農業産出額は、年間約 100 億円に及んでいます。

更別農業の特色は、日高山脈のふもとに広がる平坦な耕地を基盤とした大規模機械化農業です。その一端を垣間見るのが、1 戸当たり 4 台超を誇る日本有数のトラクター所有台数です。

近年、本村農業においては、一戸あたりの経営規模が拡大している一方、農家戸数は減少傾向にあり、農道や排水路等施設の保全管理や、農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要となっています。

2. 目標

現況を踏まえ、本村では農業者だけでなく、地域住民など多様な主体の参画のもとで各関係団体とも連携し、農地や農業用水等の各資源の良好な保全と質的向上を図っていく。また、農業分野においても地球温暖化の防止や生物の多様性の保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

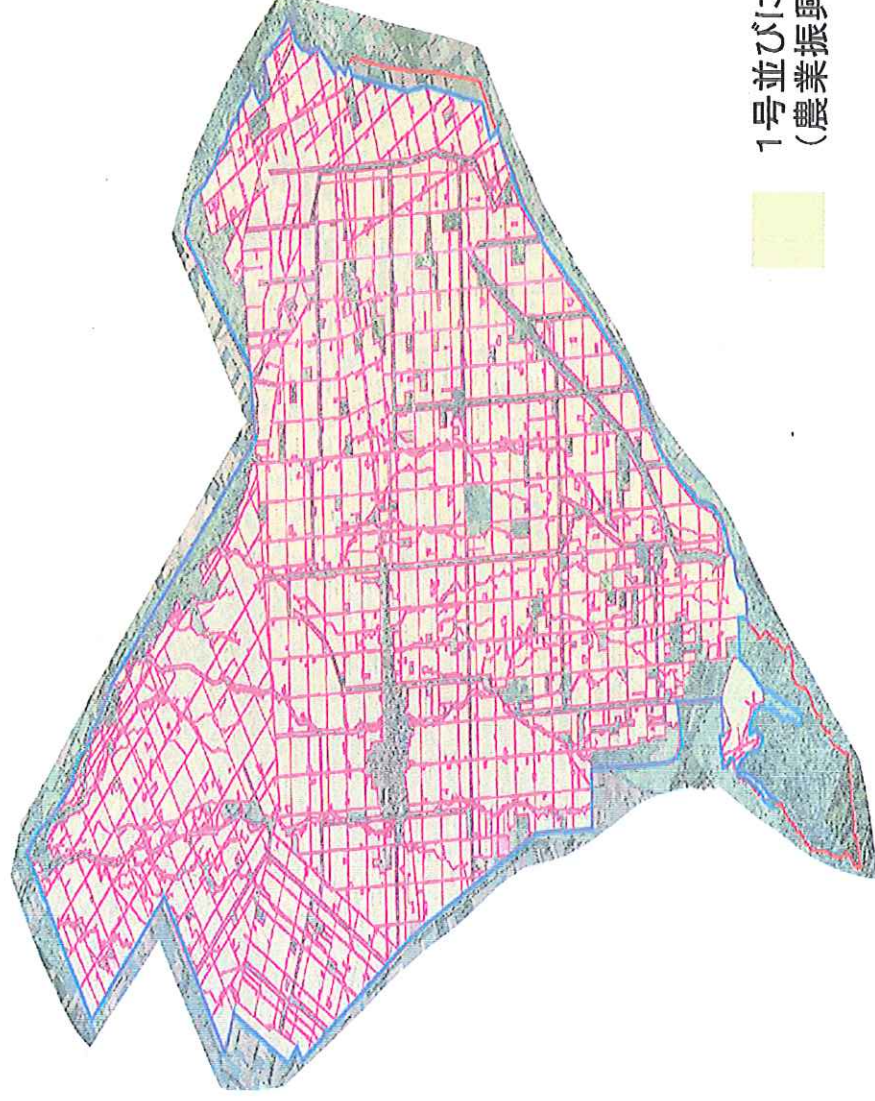
3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発起促進事業に関する条項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
促進計画の区域全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

促進計画の区域(更別村)



1号並びに3号事業
(農業振興農用地)